

社会のレジリエンス向上の一翼を担う地震保険に

－ 木造戸建住宅に焦点を当てて －

Earthquake Insurance plays a role in improving social resilience

- Focusing on wooden detached houses -

2024年9月13日

日本保険学会 関東部会 報告用資料

大蔵 直樹

OKURA Naoki

目次

序章	重要な論点の所在	3-7
第Ⅰ章	研究の目的と方法	8-11
第Ⅱ章	先行研究レビューと論点の整理	12-16
第Ⅲ章	レジリエンス概念の要素分析	17-18
第Ⅳ章	2つの仮説 (H_1 および H_2) の検定	19-23
第Ⅴ章	結論と今後の展望	24-30

序章 重要な論点の所在

1. 地震災害等を取りまく背景と地震保険

(1) 国際機関におけるレジリエンス定義付けのシフト（背景：その1）

レジリエンスの概念は、日本だけでなく世界においても新しい地震被害が発生すると、その回復過程および努力を検証し、新たに定義付けが行われるという、概念のシフトが繰り返されて来た。

図表 1. 国際機関におけるレジリエンス概念の変遷

項番	機関	年度	定義
1	UNISDR	2004	ハザードに潜在的にさらされているシステム、コミュニティ、または社会が、許容可能なレベルの機能および構造に達しかつ維持するため、抵抗しあるいは変化することによってハザードの影響に対応する能力。（兵庫行動枠組）
2	UNISDR	2009	ハザードにさらされたシステム、コミュニティ、または社会が、その重要な基本機構と機能の保存と修復を含め、タイムリーかつ効果的な方法でハザードの影響に抵抗し、吸収し、被災者たちの生活環境を整え、回復する能力。（仙台防災枠組 2015-2030）
3	IPCC	2012	システムとその構成要素が、タイムリーかつ効果的な方法により、重要な基本機構や機能の保存、修復、改修を確実にするなどを通して、危険な出来事の影響を予測し、吸収し、適応しまたは回復する能力。
4	OECD	2014	ショックの吸収に積極的に対応し、長期に渡るストレス、変化、不確実性に直面し生活するための機構や手段を変革している間に、家庭、コミュニティ、国がショックを吸収し、基本機構から失われたシステムを回復する能力。
5	UNISDR	2017	ハザードにさらされたシステム、コミュニティ、または社会がリスクマネジメントを通じて、その重要な基本機構や機能の保存と修復を含め、タイムリーかつ効果的な方法でハザードの影響に抵抗し、吸収し、被災者たちの生活環境を整え、ハザードの影響を受けているを状況に対応し、ハザードの影響を受けている状況を一変させるべく変換し、回復する能力。（仙台防災枠組 2015-2030）
6	IPCC	2022	危険な出来事、傾向、混乱に対処する社会的、経済的および生態系システムの対応能力。ハザードの影響を受けているを状況に対応し、学習およびまたはハザードの影響を受けている状況を一変させるべく変換する能力を維持する場合、レジリエンス能力はプラスの特性を持つ。（AR6 WG2 Report A）

（筆者試訳の上、筆者作成）

IPCC (2022) の定義

・・・ 「経済的システム」 の用語が登場する

地震保険は経済的システムそのものである

地震保険の世帯加入率の向上(1994年度末9.0%→2022年度35.0%)
とともに強靱性も重要な課題

地震保険法の目的 ・・・ 「生活の安定に寄与する」 と規定されている



地震保険の役割を換言すると

「生命と暮らし」を守る

地震保険の領域以外の分野にも目を向けなければ、地震保険の目的である生活の安定すら達成できない

地震保険の持つインクルーシブな能力に注目

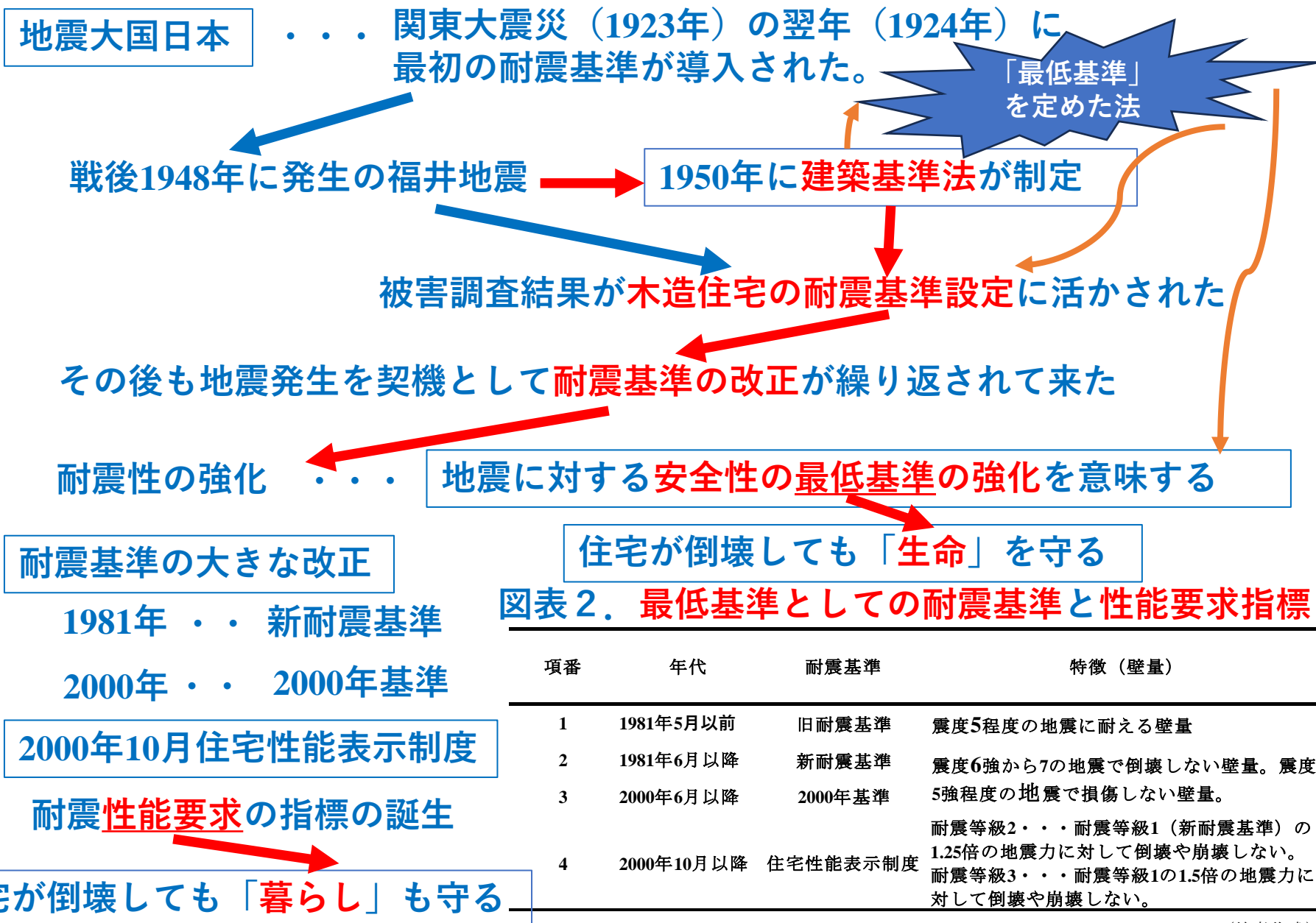
地震保険・・・ 「社会課題の解決」 に寄与

地震保険の枠組みの中での目的達成との捉え方から、一翼としての役割発揮による社会全体のレジリエンス向上との捉え方へ。

社会全体のレジリエンス向上

そのキーワードとしてレジリエンスを捉える

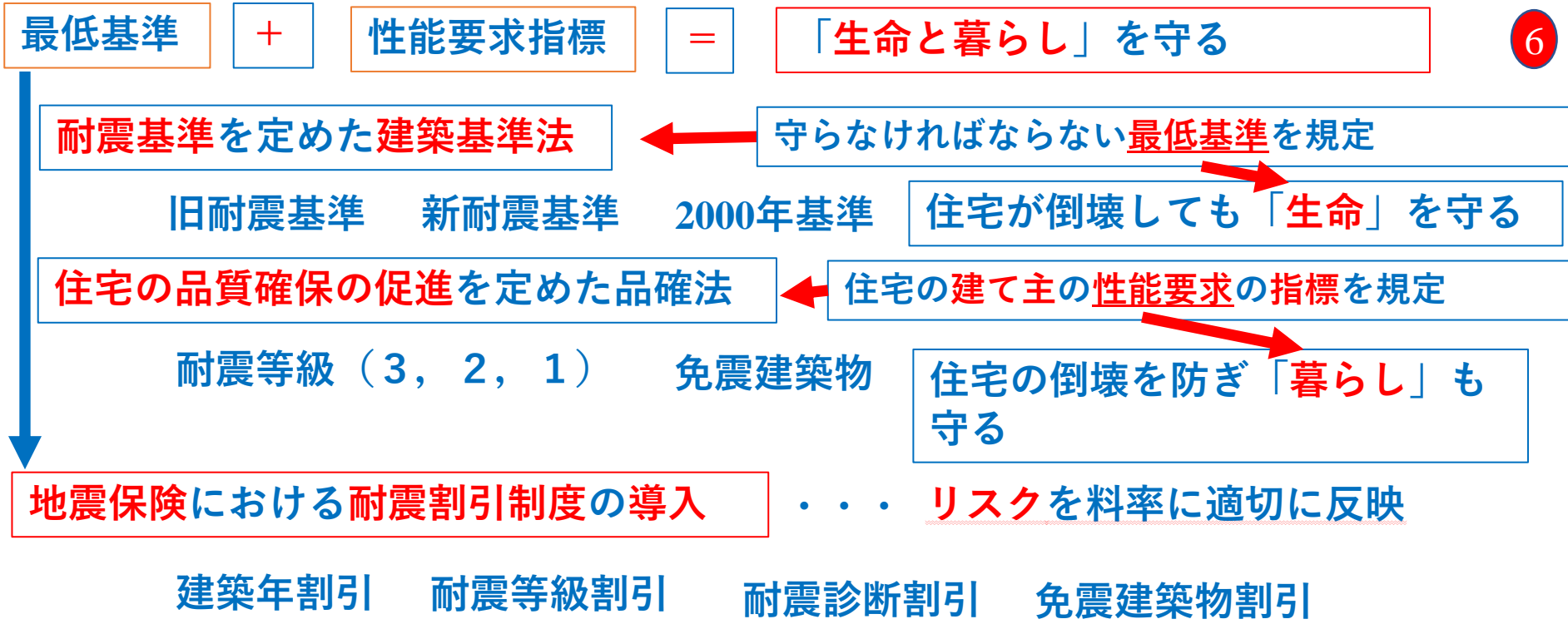
(2) 耐震基準の導入, 改定そして耐震性能要求指標の誕生 (背景: その2)



図表2. 最低基準としての耐震基準と性能要求指標

項番	年代	耐震基準	特徴 (壁量)
1	1981年5月以前	旧耐震基準	震度5程度の地震に耐える壁量
2	1981年6月以降	新耐震基準	震度6強から7の地震で倒壊しない壁量。震度5強程度の地震で損傷しない壁量。
3	2000年6月以降	2000年基準	耐震等級2 . . . 耐震等級1 (新耐震基準) の1.25倍の地震力に対して倒壊や崩壊しない。
4	2000年10月以降	住宅性能表示制度	耐震等級3 . . . 耐震等級1の1.5倍の地震力に対して倒壊や崩壊しない。

(筆者作成)



図表3. 地震保険に導入された耐震割引と割引率の改訂

項番	割引のタイトル	新設年月	割引適用条件	確認書類	割引率	改訂年月	改訂内容
1	建築年割引	2001年10月	1981年6月1日以降に新築された居住用建物およびこれに收容される家財	割引適用条件が確認できる書類	10%		
2	耐震等級割引	2001年10月	耐震性能が耐震等級1～3に該当する居住用建物およびこれに收容される家財	割引適用条件が確認できる書類	等級3 . . . 30% 等級2 . . . 20% 等級1 . . . 10%	2014年7月	等級3 . . . 50% 等級2 . . . 30% 等級1 . . . 10%
3	耐震診断割引	2007年10月	耐震診断/耐震改修により、新耐震基準に適合していることが確認された居住用建物およびこれに收容される家財	割引適用条件が確認できる書類	10%		
4	免震建築物割引	2007年10月	免震建築物と評価された居住用建物およびこれに收容される家財	割引適用条件が確認できる書類	30%	2014年7月	50%

(筆者作成)

2. 重要な論点

地震保険

...

制度創設以来, 約60年弱が経過

社会の利益に資する社会的存在としての地位を獲得

背景 (その1)

+

背景 (その2)

...

どのような役割を果たすか?

次の着目点から重要な論点についての考察につなげる

着目点

地震保険の強靱性 (レジリエンス) の議論には踏み込まず, 社会全体のレジリエンス向上に地震保険が一翼として果たす役割に着目して考察を行う。

重要な論点

地震保険が社会全体のレジリエンス向上 (耐震化促進) に一翼として寄与しているか

第1章 研究の目的と方法

1. 研究の目的

アジア開発銀行（2021, 邦訳）

「生活基盤の喪失といった大きな損失を未然に防ぐには、レジリエンス文化」の醸成が欠かせない。

地震保険制度のレジリエンス文化醸成、すなわち社会全体のレジリエンス向上の一翼としての寄与を主題に考察を行う



現在の地震保険の「生活の安定に寄与する」という目的については堅持する

しかしながら

地震保険担当領域以外の分野にも目を向けなければ、地震保険の目的である生活の安定すら達成できない

地震保険のレジリエンス向上に及ぼす一翼としての寄与について、木造住宅の耐震化の促進という役割を主題に考察を行い、地震保険設計への問題提起に繋げることを研究の目的とする。

2. 研究の対象

居住用木造戸建住宅を対象に考察をすすめる。

3. 研究の方法

(1) 先行研究のレビュー . . . 以下の3つのタイプに分け論点の整理を行う。

- ① 耐震割引制度についてリスクの低下という面から評価している先行研究
- ② プロテクションギャップの解消策を提示している先行研究
- ③ 耐震割引制度が、耐震投資を促進するとする先行研究

図表4. レジリエンス概念を構成する要素

発災前の要素	要素の概要
capacity	制度あるいはシステムとしての対応可能な能力。余力。
ability	個人（家計）の対応可能な能力。
anticipate	危険な出来事の影響を予測すること。
adapt	ハザードの状況から受けるショックに対応し向上させる能力
transform	ハザードから受けるショックを一変させるべく、根本から変換する。
risk management	リスク低減も含むリスク管理。
発災後の要素	
absorb	自然災害によるショックを吸収する能力。
accommodate	自然災害による生活環境悪化状況を変える。
adapt	ハザードから受けているショックに対応すること。
transform	ハザードから受けている状況を一変させるべく、根本から変換する。
recover	生活機能および経済水準を回復すること。

(2) 国際機関レジリエンス概念の要素分析

- ① 図表4. の通り、国際機関によるレジリエンス概念の定義付けの要素を、発災前および発災後の構造別に分ける。

- ② 各要素について、国際機関のレジリエンス定義に“存在する” (True) =1 か “存在しない” (False) =0か、というブール代数手法 (鹿又, 2001) により真理値表 (Truth Tables) を作成する。
- ③ 真理値表から、各要素の使用・不使用の態様を明らかにし、本論文の重要な論点の考察に繋げる。

(3) 2つの仮説の設定と検証

要素：**resist** (耐震) を対象として**仮説** (以下、**H1**および**H2**と略記) を設定する。

対象
選定
根拠

- ① 発災前の要素であり、社会的課題として達成目標が定められていること
- ② 地震保険にも**耐震割引制度**が導入されていること

(ア) 設定する**H1**

地震保険と日本の住宅の実態との関連性を検討する。

地震保険契約における「**耐震割引適用なし**」の契約割合は、日本の住宅統計における「**非耐震化**」木造住宅の現状が反映し、同率が本来の姿と考える。しかし、実態は「**耐震割引適用なし**」の契約割合の方が、「**非耐震化**」木造住宅の割合より高率となっている。

支持/棄却の基準

- ① 地震保険契約の「**耐震割引適用なし**」の契約割合を算出する。
- ② 国土交通省の『住宅の耐震化率』より「**非耐震化率**」を求め、比較を行う。

(イ) 設定するH2

社会課題の解決への地震保険の寄与について検討する。

国土交通省は戸建て住宅の耐震化率について、2025年までに「耐震性が不十分な住宅を概ね解消」との目標（**非耐震化ゼロ**）を掲げていたが、2020年に「これまでの傾向を踏まえると達成は困難」として、目標年度を2030年度に先送りを行っている。地震保険契約における「**耐震割引適用なし**」の契約割合も現状の遞減傾向が持続するなら2030年度には**ゼロに収斂**すると見込むことができる。

支持/棄却の基準

- ① 損害保険料率算出機構の「火災保険・地震保険の概況」より、地震保険契約の「**耐震割引適用なし**」の契約割合を求める。
- ② 「**耐震割引適用なし**」の契約割合の傾向が持続するものとして、2030年度の割合見込みを求める。
- ③ 求めた割合見込みが2030年度ゼロになるようであれば、**H2**の支持が確認される。

1. 耐震割引制度についてリスクの低下という面から評価している先行研究

大門（2001）

「地震災害を軽減させるためには、個々の建物の耐震性能を高める」ことの重要性を指摘する。

「2種類の割引制度（建築年割引率と耐震等級割引率）（筆者注：当時）の導入について、リスクの低下という面から評価」している。

廣井，小出，加藤（2009）

地震保険においては「所有リスクに応じた適切な」料率制度が必要である、とする。そして「現在の地震保険では、．．．，割引制度が設定されている」と指摘する。さらに「料率を下げることなしに、現在の割引率10%（建築年割引）を23.2%」にすることが可能とし、その場合「東京都における地震保険の加入率は20.6%から26.7%まで上がる」と述べている。

本論文における展開に向けた考察の余地の提示

確かに

「所有リスクに応じた料率」という評価・・・合理的なものである。



しかし



① 耐震化促進に繋がっているか否か、考察の余地がある。

② レジリエンス向上のために、「激震後も住み続けられる家に」との建て主の耐震建築への期待に応える地震保険制度になっているか否か、考察の余地がある。

2. プロテクションギャップの**解消策**を提示している先行研究

土岐 (2022)

「復興の仕組みとして、家計の地震災害からの経済的回復・復元（レジリエンス/resilience）に寄与してきた」とレジリエンスの捉え方および地震保険のシステムとしての機能発揮の面から評価を行っている。

さらに「社会全体のレジリエンスを高めるとする観点」から「民間の上乗せ商品の活用を促すべき」との提唱も行っている。

永松, 植木, 千葉 (2022)

「巨大災害リスクに対する保険の役割について、社会のレジリエンスを向上させるという視点」から「巨大災害に対するプロテクションギャップの発生要因として、保険加入が進まないこと」との指摘を行い、「その解消策としてレジリエンス・ファイナンスという概念」の提示を行っている。

本論文における展開に向けた**考察の余地**の提示

確かに

「**社会全体のレジリエンス向上**のためには、プロテクションギャップの解消が必要」との指摘（プロテクションギャップ 図表5.）
 . . . **妥当**なものである

しかし

地震保険としてプロテクションギャップの解消にむけたtransform（根本からの見直し）について、**考察の余地**がある。

3. 耐震割引制度が、耐震投資を促進するとする先行研究

堀田 (2008)

「個人は、各自の主観的なリスクに従って、地震リスクの大きさを判断して対応策としての行動をする」とし、「耐震構造に対するウェイトを高めた料率設定を」と述べている。

荒井 (2016)

「割引の恩恵も拡大することから、耐震性の高い建物を建てるというインセンティブはさらに高まっている」とし、「地震保険は契約段階で契約者の災害予防を促す仕組みとなっている」と述べている。

堀田 (2022a)

「社会のレジリエンスを改善するためには、地震保険がどう貢献できるか」とし、「保険料割引を通じて、耐震投資を促進することを意図している」と述べている。

堀田 (2022b)

「自然災害に備えて、我々は、もっとレジリエント（強靱で柔軟）な社会」にしななければならないとし、地震保険が「**中心的な役割**を担うことが期待されている」と述べている。

本論文における展開に向けた**考察の余地**の提示

確かに

「**耐震割引が耐震化を促進する**」との指摘・**期待感**として理解できる

しかし

レジリエントな社会にするため、地震保険の具体的な**役割発揮**について、**考察の余地**がある。

「地震制度等研究会」における耐震関連（委員・オブザーバー・事務局）の発言

財務省（2021） ・ ・ 地震保険制度事務局の認識

所管官庁である財務省の地震保険制度事務局は、地震保険には「耐震割引など耐震化への誘因づけ」の機能があるとの認識を有している。

財務省（2022） ・ ・ 損害保険料率算出機構による耐震促進寄与度の説明

令和3年6月10日付で金融庁長官に地震保険基準料率改定の変更届を行ったとし、「耐震性の高い住宅の普及」により「基準料率引下げ（2.3%）」の寄与があったと説明している。すなわち、耐震化の促進により、地震保険側および地震保険契約者側として寄与を受けているとの説明を行っている。

財務省（2021） ・ ・ 地震保険制度等研究会における現状認識の共有

住宅購入契約時に「火災保険や地震保険について考えるのは、多くの場合、契約を決めた後の最終段階」であり、「その時点で提示された保険料で入る、入らないを検討するにとどまる」との報告がされている。研究会座長より「現状説明として理解」するとの発言がされている。

4. 小括

先行研究のレビュー結果を踏まえた**考察の余地**のうち、本論文として考察に立ち入るものについて、次の通り整理する。

考察に立ち入るもの

地震保険は社会全体の耐震化促進に**一翼として**役割発揮が必要ではないか

本論文では議論しないもの

地震保険そのものの**強靱性**（レジリエンス）の議論には立ち入らない。

リスクの高低による割引制度ではなく、レジリエンス向上のため「激震後も暮らし続けられる家に」との**建て主の耐震建築への期待**に応える制度が必要ではないか

本論文では**プロテクションギャップの解消**そのものを主題とする議論には立ち入らない。

図表5. プロテクションギャップの態様

項番	発生年月	発生場所	プロテクションギャップ(%)
1	1994.01.17	カリフォルニア	34.8
2	1996.01.17	阪神淡路大震災	3
3	2010.09.04	ニュージーランド	74
4	2011.02.22	ニュージーランド	69
5	2011.03.11	東日本大震災	19
6	2016.04.14-16	熊本地震	19.4

第III章 レジリエンス概念の要素分析

1. 真理値表の作成

- (1) 発災前および発災後の要素について、図表 1. の国際機関のレジリエンス定義に“存在する” (True) =1 か, “存在しない” (False) =0か, というブール代数手法 (鹿又, 2001) により真理値表 (Truth Tables) を作成する。
- (2) 真理値表から, 各要素の使用・不使用の態様を明らかにし, さらにMode (最頻値) を求めることにより, 発災前および発災後の要素の定義付けにおけるウェイトの推移を明らかにし, 本論文の重要な論点の考察に繋げる。

図表 6. 真理値表

項番	機関	年度	発災前の要素							発災後の要素				
			capacity	ability	anticipate	resist	adapt	transform	risk management	absorb	accommodate	adapt	transform	recover
1	UNISDR	2004	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
2	UNISDR	2009	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
3	IPCC	2012	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1
4	OECD	2014	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1
5	UNISDR	2017	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	IPCC	2022	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
Total			4	2	1	3	5	3	1	4	3	5	3	4
Mode			1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1

(筆者作成)

2. 真理値表の解釈

作成した図表 6. 真理値表の内容について、下記の通り解釈を行う。

- (1) Mode (最頻値) より、発災後の要素については全ての定義付けに存在しているが、発災前の要素については存在していないものがある。社会レジリエンス向上のため、発災前の要素の検討の余地が残されていることを示唆している。

一般的 (伝統的) には

・ ・ 発災への「**備え**」といえ

南海トラフ地震：気象庁「1週間
ほどは**備え**の再確認」

・ ・ 岸田文雄首相は「**家具の転倒防止対策や安全な避難
場所・経路, 家族との連絡手段の確認**」を例示した。

- (2) 本論文が議論の主題としている要素：**resist**は、発災前の要素である。

- (3) **resist**を主題に議論することは、国際社会において検討の余地が残されている示唆に沿ったものであり、社会全体のレジリエンス向上に寄与するものである。

- (4) とりわけ地震保険における**resist**と社会全体のレジリエンス向上について議論することは、地震保険が**一翼として役割発揮**することについて考察することに繋がるものである。

第IV章 2つの仮説（ $H1$ および $H2$ ）の検定

1. $H1$ および $H2$ の設定

(1) $H1$ および $H2$ 設定の対象の構成要素

レジリエンス概念の要素 **resist**（耐震）を対象とし、 $H1$ および $H2$ を設定する。

(2) **resist** を対象として選択する根拠

- ① レジリエンス向上のため検討のウェイトが高まっている発災前の要素の一つである。
- ② 耐震化については、社会的課題として達成目標が定められている。（図表7.）2020年に「これまでの傾向を踏まえると達成は困難」（国土交通省，2020）として、耐震化達成目標年度の洗い替えが行われている。
- ③ 地震保険にも耐震割引制度が導入されている。

図表7. 国土交通省の耐震化達成目標とその改定

項番	耐震化達成年度	目標
1	令和7年（改定前）	令和2年までに住宅の耐震化率95% 令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
2	令和12年（改定後）	令和7年までに住宅の耐震化率95% 令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

（出所：国交省のホームページより筆者作成）

2. 設定するH1およびH1

- (1) 設定するH1・・・地震保険と日本の住宅の実態との関連性を検討する。

H1

地震保険契約における「耐震割引適用なし」の契約割合は、日本の住宅統計における「非耐震化」木造住宅の現状が反映し、同率が本来の姿と考える。しかし、実態は「耐震割引適用なし」の契約割合の方が、「非耐震化」木造住宅の割合より高率となっている。

- (2) H1の支持/棄却の基準

- ① 地震保険契約の「耐震割引適用なし」の契約割合を算出する。
- ② 国土交通省の『住宅の耐震化率』より「非耐震化率」を求める。

- (3) 設定するH2・・・社会課題の解決への地震保険の寄与について検討する。

H2

国土交通省は戸建て住宅の耐震化率について、2025年までに「耐震性が不十分な住宅を概ね解消」との目標（非耐震化ゼロ）を掲げていたが、2020年に「これまでの傾向を踏まえると達成は困難」として、目標年度を2030年度に先送りを行っている。地震保険契約における「耐震割引適用なし」の契約割合も現状の逡減傾向が持続するなら2030年度にはゼロに収斂すると見込むことができる。

- (4) H2の支持/棄却の基準

- ① 損害保険料率算出機構の「火災保険・地震保険の概況」より、地震保険契約の「耐震割引適用なし」の契約割合を求める。
- ② 「耐震割引適用なし」の契約割合の傾向が持続するものとして、2030年度の割合見込みを求め、ゼロになるようなら、H2の支持が確認される。

2. $H1$ および $H2$ の妥当性

(1) $H1$ 検定の結果・・支持が確認されれば

地震保険契約の「耐震割引適用なし」の契約割合 > 住宅統計における「非耐震化」木造住宅の割合

住宅統計の「非耐震化」現状が、地震保険の耐震割引の契約割合に反映していない

地震保険の「耐震割引制度」に反映を阻害する潜在要因が存在する。

(2) $H1$ 検定の結果・・棄却が確認されれば

地震保険契約の「耐震割引適用なし」の契約割合 = 住宅統計の「非耐震化」現状を反映している。

(3) $H2$ 検定の結果・・支持が確認されれば

地震保険契約の「耐震割引適用なし」の契約割合：2030年度にゼロとなる見込みが確認できる

(4) $H2$ 検定の結果・・棄却が確認されれば

社会的課題の目標達成に寄与するためには ・・ 何らかの対応を検討すべきである。

3. H1の検定結果

(1) 地震保険契約における「耐震割引適用なし」の契約割合：26.5%

図表 8. 地震保険契約（2019年3月末）

構造		割引なし	建築年	耐震診断	耐震等級 1	耐震等級 2	耐震等級 3	免震	合計
イ	契約件数	1,192,919	4,720,075	6,384	231,379	100,822	615,623	53,355	6,920,557
	契約件数	2,507,680	4,304,097	12,370	2,799	29,549	201,762	722	7,058,979
ロ	契約件数	3,700,599	9,024,172	18,754	234,178	130,371	817,385	54,077	13,979,536
	合計	%	26.5	64.6	0.1	1.7	0.9	5.8	0.4

(出所：財務省ホームページより筆者作成)

(2) 国土交通省の「非耐震化率」：23%

国土交通省（2023）は、平成30年（2018）年度時点の「住宅の耐震化率は約87%」としている。

したがって、非耐震化率は約23%となる。

(3) 検定結果

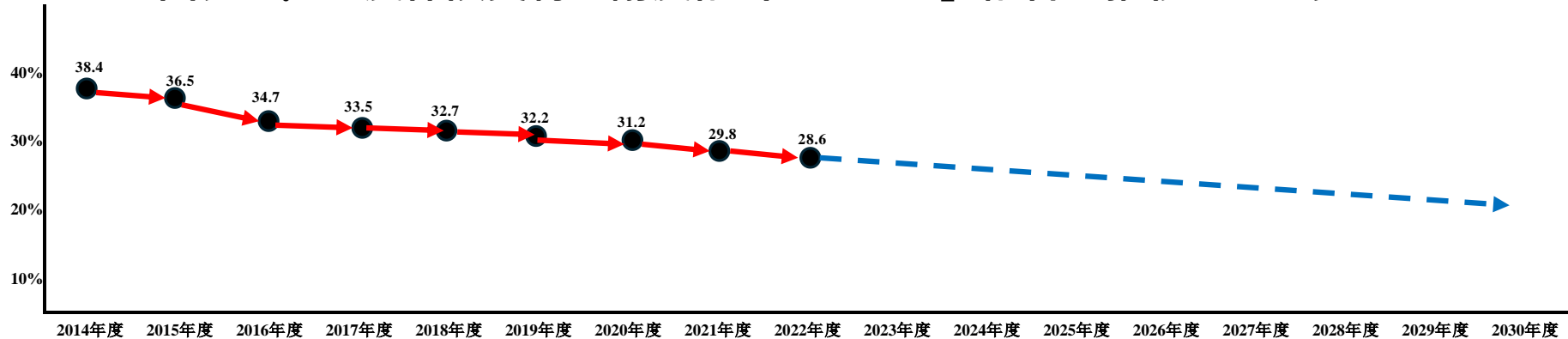
(1) と (2) の統計数値比較から判断し、H1の支持が確認された。

4. H2の検定結果

(1) 地震保険「耐震割引適用なし」割合の2030年度見込み

図表9. に示す通り逡減傾向が持続しており、2030年度には**20%程度**になる見込みである。

図表9. 地震保険契約「耐震割引適用なし」割合の推移および見込み



(出所：損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」より筆者作成)

(2) 国土交通省の耐震化目標：2030年には**非耐震ゼロ**

国土交通省（2023）は、「令和12年までの耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」との目標を定めている。

したがって、令和12年（2030）には**非耐震ゼロ**という社会課題が掲げられているものと解釈できる。

(3) 検定結果

(1) と (2) の数値比較から、**H2は棄却**と確認されたこととなる。

第V章 結論と今後の展望

1. 重要な論点および仮説検定に関する議論の結果に関する解釈

(1) 重要な論点

地震保険は社会全体のレジリエンス向上に一翼として寄与しているか

(2) 重要な論点の考察のための先行研究のレビューの結果

先行研究レビュー結果を踏まえ、本論文として以下の点につき考察を行うこととした。

① 地震保険は社会全体の耐震化促進に一翼として役割発揮が必要ではないか

(3) 国際機関レジリエンス概念の要素分析

① 国際機関レジリエンス定義付けの要素を、発災前および発災後の構造別に分け、定義に存在するか、しないか、という手法により真理値表を作成した。

② 真理値表から、社会レジリエンス向上のため検討のウェイトが高まっている発災前の要素として、**resist (耐震)** を考察の対象として選定した。

③ **resist (耐震)** には、社会課題として**非耐震化ゼロ**という達成目標が定められており、地震保険にも**耐震割引制度**が導入されており、**目標の連動が可能**である。

(4) 要素 resist (耐震) を対象とし、**H1**および**H2**を設定した。

(5) **H1**および**H2**検定結果と解釈

① **H1**検定結果と解釈

H1検定結果 … **支持**

解釈 … 「**耐震割引制度**」に実態反映を**阻害する潜在要因**が存在する。

阻害する潜在要因として考え得るもの

「**耐震割引**」の**適用**にあたっては、所定の**確認資料**の提出が必要

例 1 … **確認書類**の提出に関する現場の混乱 (財務省, 2020)

「確認資料はお客様である消費者から求めています」と述べ、さらに「お客様が資料を出したところ、例えば宅建主任者の判子が重要事項説明書にないから、これは確認資料として不適です」といったことや「建築年がはっきり出ていません、再度改めて資料を取ってください」というやり取りが募集の現場で結構なされている、との報告が地震保険特別委員会の委員より報告がされている。

例 2 … **確認書類**の提出で「**補償開始まで1週間かかる**」 (岸田, 2024)

岸田 (2024) は「建物の免震や耐震性能の確認資料が追加で必要になる場合などには即日加入が難しく」と述べ、さらに「補償開始まで1週間程度かかるとみて余裕を持って手続きに着手して欲しい」とする。

本論文が提唱する阻害する潜在要因解消策 (案)

耐震割引適用の際の確認書類の提出を不要にする。

② H2検定結果と解釈

H2検定結果 ・ ・ 棄却

解釈 ・ ・ 社会的課題の**目標達成**の寄与には、**何らかの対応**が必要である。

耐震化促進に繋がる対応として考え得るもの

地震保険契約者の**地震レジリエンス・リテラシーの向上**をはかり、既存住宅については**耐震診断の活用**、あるいは耐震基準不適合住宅を新築する場合には**耐震等級の活用**を促し、結果として非耐震ゼロという社会課題の解決に寄与することを目指す。

本論文が提唱する対応（案）

地震レジリエンス・リテラシー・スコアの活用

図表10. の「あなたの地震レジリエンス・リテラシーのスコア」表は、神沼（2020）が「究極の地震対策」として提唱した「抗震力のスコア」に着想を得て、本論文として考案したものである。一人でも多くの方がチャレンジすることにより、excellentなスコアを獲得する方が一人でも多くなることは、社会全体のレジリエンス向上に寄与することになると考える。

図表10. あなたの地震レジリエンス・リテラシーのスコア

(10点・9点・・・excellent, 8点・7点・・・very good, 6点・5点・・・good)

項番	項目	細目	配点	採点
1	シミュレーション	A 時々、時間・場所を選ばず「今地震が起こったら、どうするべきか」を考える機会を持っている。(それによりイメージトレーニングがなされていく)(神沼克伊, 2020, p.231)	1	
2	地震の知識	A 地震には縦波と横波があり、その伝わり方の違いを理解している。	1	
		B 地震の強さ、大きさを表すのに「震度」, 「マグニチュード」の二つがあるが、何故二つが使用されているかを理解している。	1	
3	わが家の住宅の耐震	A わが家が何年に建築されたかを把握している。	1	
		B わが家の住宅建築法は木造住宅の主な工法(木造軸組工法, ツーバイフォー工法(枠組壁工法), 木質プレハブ工法)のどれであることを把握している。	1	
		C 国土交通省が監修し日本建築防災協会が編集した『誰でもできるわが家の耐震診断』(https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo-sp/)というコンテンツがあること知っており、実際、わが家の住宅の耐震性の自己診断を行ったことがある。	1	
4	地震保険への加入	A 地震保険は、火災保険とセットで加入することが必要で、地震保険単独での加入はできないことを理解している。	1	
		B 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%~50%範囲制限の範囲内で決めるという制限があることを理解している。	1	
5	地震保険料率の耐震割引	C 地震保険には、建物の耐震性能等に応じた保険料の割引制度があることを理解している。	1	
6	地震保険の保険金支払い	D 地震保険は迅速な保険金支払いのため、実際の修理を待つことなく、損害の程度(全損, 大半損, 小半損, 一部損)に応じて、地震保険金額の一定割合(100%, 60%, 30%, 5%)が支払われる保険であることを理解している。	1	
合計			10	

2. 本論文の限界と本論文としての要望

(1) $H1$ 検定における限界

$H1$ 検定において、地震保険契約における建物に関する「耐震割引適用なし」の契約割合について、財務省（2020）の2019年3月末時点の統計データしか使用できなかった。統計的仮説検定としてのサンプルサイズについて、本論文の限界として認めざるを得ない。

(2) $H2$ 検定における限界

$H2$ 検定において、損害保険料率算出機構の「火災保険・地震保険の概況」から、地震保険契約における建物および家財込みの「耐震割引適用なし」の契約割合を算出した。建物のみのデータに基づく統計的仮説検定を行うことができなかったという点について、本論文の限界として認めざるを得ない。

(3) 本論文としての要望

損害保険料率算出機構の「火災保険・地震保険の概況」における、地震保険契約の建物および家財をブレイクダウンした「耐震割引適用なし」の契約割合を開示していただきたい。

3. 今後の展望

(1) 求められるギャップの解消の議論の活性化

ギャップを放置すること ⇒ 「暮らしを守る」ことに繋がらない

そのため プロテクションギャップ目標の明確化と達成のための議論が必要

(2) 「地震保険の強靱性の強化」の面と「建て主の耐震建築への期待に応える制度改訂」という両面からの議論の活性化

建て主の耐震建築への期待を考慮しないこと ⇒ 現行制度の継続を意味する

↓
「激震後も暮らし続けられる家に」という建て主の期待

↓
耐震等級3（制震システム標準仕様）という新築を選択

↓
リスクと地震保険料の評価により、「地震保険には加入せず」を選択する傾向が強まる。

そのため

リスクの高低による割引制度だけではなく、建て主の耐震建築への期待に応える制度の創設等の議論が必要

日本は地震大国

地震保険に、建物および家財について加入するのは、持ち家を所有する世帯

日本の持ち家住宅率は、61.2%（総務省統計局，2019）

そのため

個人が住宅を所有する際に必要な知識（羽切，2012）

- ① 地震や津波に関する正しい知識
- ② 住宅やマンションの骨組みなどに関する興味や知識を持つこと
- ③ 自分の生活圏の地震環境に関する知識

加えて

- ④ 地震保険制度に関する知識

①～④の耐震リテラシー向上の議論が活性化することには、社会的意義が大きいものがある。

参考文献 邦文文献

- アジア開発銀行（2021）「補章 アジアにおける災害レジリエンス」澤田康幸監訳『アジア開発史：政策・市場・技術発展の50年を振り返る』。
- 荒井信幸（2016）「いざという時に役立つ防災・減災のために：防災兼用インフラの重要性」『地域経済』20, 3-8, DOI:10.19002/AA1241730X.20.3
- 神沼克伊（2020）『あしたの地震学：日本地震学の歴史から「抗震力」へ』青土社。
- 神田慶也（1993）『負のエントロピーの世界：生きている状態』九州大学出版会。
- 岸田幸子（2024）『マネーのまなび』日本経済新聞 朝刊 2024年8月17日, 19面。
- 栗山泰史（2012）「東日本大震災における損害保険業界の対応および地震保険制度の仕組みと今後の課題」『保険学雑誌』619, 63-82, DOI:10.5609/jsis.2012.619_63
- 国土交通省（2023）「住宅・建築物の耐震改修の促進について」社会資本整備審議会分科会 建築物等事故・災害対策部会（第30回）Retrieved, August 16, 2024 from <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001582635.pdf>
- 財務省（2020）『地震保険制度等研究会 第3回議事録』Retrieved, August 5, 2024 from https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jishin_kenkyukai/proceedings/records_20200124.html
- 財務省（2021）『地震保険制度等研究会 第5回議事録』Retrieved, August 7, 2024 from https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jishin_kenkyukai/proceedings/records_20210601.html
- 財務省（2022）『地震保険制度等研究会 第6回議事録』Retrieved, August 7, 2024 from https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jishin_kenkyukai/proceedings/records_20220530.html
- 総務省統計局（2022）『平成30年住宅・土地統計調査：住宅及び世帯に関する基本集計：結果の概要』総務省統計局統計調査部国勢統計課 Retrieved, August 28, 2024 from https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/kihon_gaiyou.pdf
- 大門文男（2001）「地震保険における地震災害の予防と対策」『地学雑誌』110(6), 971-979, DOI:10.5026/jgeography.110.6_971

- 筒井健雄（1975）『人間科学』三一書房。
- 土岐孝宏（2022）「家計地震保険にかかる法制度の将来展望と法的課題」『保険学雑誌』656, 55-84, DOI:10.5609/jsis.2022.656_55
- 羽切道雄（2012）『地震に負けない木造住宅：知識ゼロから考える耐震構造のしくみ』彰国社。
- 廣井悠, 小出治, 加藤孝明（2009）「地震保険制度における建築年割引の妥当性とその応用」『日本建築学会大会学術講演梗概集』371-372。
- 堀田一吉（2008）「地震リスクと地震保険」『保険学雑誌』600, 263-282, DOI:10.5609/jsis.2008600_263
- 堀田一吉（2022a）「地震保険とレジリエンス」『保険学雑誌』656, 19-39, DOI:10.5609/jsis.2022.656_19
- 堀田一吉（2022b）「大規模災害と保険レジリエンス」『保険研究』73。
- 宮澤健二（2007）『目でみる木造住宅の耐震性』東洋書店。

ご清聴ありがとうございました